



報道機関 各位

記者発表資料

令和3年1月8日（金）

問い合わせ先：観光国際課

課長：千葉

担当：武井

電話：048-829-1365

内線：4783

さいたま市宿泊促進キャンペーン（さいたま割）の
宿泊対象期間及び一時停止期間を延長します

令和3年1月7日（木）に国から緊急事態宣言が発出され、Go To トラベル事業の一時停止期間が延長されたことをうけ、さいたま市宿泊促進キャンペーン（さいたま割）における宿泊対象期間及び一時停止期間を延長いたします。

1. 宿泊対象期間

変更前：令和2年10月15日～令和3年1月14日の宿泊分

変更後：令和2年10月15日～令和3年2月28日の宿泊分

※なお、宿泊商品の販売開始については別途お知らせいたします。

2. 一時停止期間

変更前：令和2年12月28日～令和3年1月11日の宿泊分

変更後：令和2年12月28日～令和3年2月7日の宿泊分

3. 対象施設

旅館業法の規定により営業許可を受けた市内ホテル、旅館等

（さいたま割提供施設 24施設 3,269室）